

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 植竹 春彦君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員 井上 知治君
中山 壽彦君
野本 品吉君
千葉 信君
松浦 清一君
三好 英之君

國務大臣 川崎 秀二君
厚生大臣 竹山祐太郎君
建設大臣 田中 栄一君

政府委員 内閣官房副長官 賀屋 正雄君
内閣総理大臣 官房審議室長 小泉 純也君
法務政務次官 國田 直君
外務政務次官 島津 久大君
労働政務次官 高瀬 傳君
建設大臣官房長 石破 二朗君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 川島 孝彦君
常任委員 川島 孝彦君

○連合審査会開会の件
本日の会議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず連合審査会に付してお諮りいたします。去る五月二十三日、決算委員会から、会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、当委員会に連合審査会の開催を申し入れて参りましたが、これを受諾することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。なお、連合審査会開会の日時等につきましては、決算委員長と協議の上決定したいと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府側から提案理由の説明を聴取することにいたしましたと思ひます。

○政府委員(國田直君) ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容を説明いたします。

明いたします。まず提案理由を説明いたします。

今般の改正において、外務省といったしましては、本省内部部局及び附屬機關につきまして、次の方針を持つております。第一に、移住局を設置すること。第二に、賠償部を設置すること。第三に、横濱移住あつせん所を新設すること。まず移住局の設置について説明いたします。本邦人の海外移住に關しましては、昭和二十九年度中、三千七百余人の計画移住を送出し、また本年度は五千五百人の送出を計画する等、年々著しい増加をみておりますが、一方、中南米の諸受入国の受け入れ計画ないし受け入れ態勢は、一般の対日感情の好転とともに、わが国にきわめて有利になつてきております。政府としては、この好機を逸せず、わが國民の海外移住を一國促進する方針でおりますが、このために外務省の移民關係担当部局を統合強化する必要があると認められますので、現在歐米局が所掌しております移民、渡航關係事務を同局から分離し、新たに移住局を設置し、同局にこれらの事務を統合所掌せしめたい所存であります。

次に、賠償部の設置について説明いたします。ビルマ國との賠償及びこれに伴う經濟協力に關する協定は、去る四月十六日効力を発生し、且下回國との間に實施に關する細目取りきめを交渉中でありまして、これに基き、近く協定實施の段取りとなる予定であります。政府といたしましては、誠意をもち賠償義務を履行する方針でありますが、この實施業務を關係各省と密接な連絡、協力を保持しつつ、総合的かつ円滑に遂行するため、アジア局に賠償部を設置したい所存であります。

なお、インドネシア、フィリピン等との間の賠償交渉が妥結いたしました際には、その實施業務も、この賠償部に所掌せしめる予定であります。

最後に、横濱移住あつせん所の設置について説明いたします。さきに申し述べましたとおり、海外移住は年々増加する方針でありますが、これら移民に對しまして移住に必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあつせんする機關といたしましては、現在神戸移住あつせん所一カ所でありまして、これで増大する移住あつせん業務に支障を來たすおそれがあるのみならず、東日本方面からの海外移住者にはきわめて不便であり、かたがたポリビア・コロンビア等の國が、横濱にのみ領事館を設置しているという關係もありまして、この際、外務省附屬機關として、新たに横濱移住あつせん所を設置し、あつせん業務の円滑化をはかりたい所存であります。

以上の方針をさらに實施に移すには、法律上、外務省設置法の一部を改正する必要があるため、今般この改正法律案を提出する次第であります。

以上が本法律案の提案理由の説明であります。

次に、本法律案の内容の説明をいた

します。まず移住局の設置につきま

しては、外務省設置法第五条に本省内部部局として移住局を追加し、新たに第十三条の二を設けまして同局の所掌事務を規定し、同時に第九条の欧米局所掌事務から移民・渡航に關する事務を削除いたしました。次に、賠償部の設置につきましては、第五条第二項といたしまして、アジア局に賠償部を置く旨規定し、さらに第八条のアジア局所掌事務に賠償實施關係事務を追加し、同条第二項に賠償部が右の事務を所掌すべき旨、規定いたしました。なお賠償部設置のためには行政組織法の一部改正を要しますので、これを本法律案附則第二項に規定いたしました。最後に、横濱移住あつせん所の設置につきましては、第十五条の二を改正しまして、神戸移住あつせん所に並ぶものとして、横濱移住あつせん所を規定した次第であります。

以上をもちまして本法律案の提案理由及び内容の概要の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採擧あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求め

ます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、第一に、住宅対策の

拡充強化に伴いまして、宅地問題の解決に積極的に当らねばならぬことは明らかであります。このため従来宅地の利用の調整に関する調査及び企画について事務を住宅局において処理して参つたのであります。利用の調整にとどまらず、宅地制度そのものにつきましても根本的に十分研究いたし、住宅政策の基礎といたしますため所掌事務及び権限の一部を改めたことあります。第二に、ビルマとの賠償及び経済協力に関する協定が成立いたしました。今後賠償事務が増大して参りますが、特に今回の賠償には役務賠償を含んでおりますため、建設省所掌事務が少くないと想像される次第であります。さらに国交回復が順調に行われるに従い、特に東南アジア方面からは建設事業の引き合いが相当参つておる次第であります。これらの事務を建設省におきまして統一的に総合調整いたしますために、この事務を大臣官房において処理せしめることとしたこととあります。第三に、建設省所掌の統計事務を強化するため、指定統計の実施及び業務統計の総合調整事務を大臣官房におきまして統一的に行わしめることにいたしましたこととあります。第四に、受託に関する権限規定を整備いたし、建設省の所管または助成する建設工事と工事施行上密接な関連を有する工事につきましても受託し得ることとし、また受託し得る相手方として住宅金融公庫をも他の公社等と同様に取扱ふことといたしました。さらに建築研究所におきまして建築物、敷地、建築資料について、民間では実施困難な調査、試験及び研究については、相手

方が民間でありましても、これを受託し得ることとしたこととあります。第五に、建設省の所管に属する建設工事用機械につきまして、その貸付などに関する規定を設け、これを明確にしたこととあります。以上がこの法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(高瀬傳君) 労働省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現下の失業情勢は、いわゆるデフレ経済の進展によりすでに相当悪化しておりますが、こしはばくは、なお経済正常化の努力を必要とする段階であり、従つて一般経済活動の著しい改善は早急に期待できない実情を思ひます。失業情勢はなお自分の間際を許さない状態を維持するものと考えられます。雇用失業問題の根本的解決をはかるためには、長期経済計画の推進により、経済の拡大均衡をはかり、もつてわが国経済の自立達成と雇用の増大を期せなければならぬが、その過程において生ずる摩擦に対処するためには、総合的な失業対策の樹立、運営が必要となるのであります。

政府といたしましては、まずこのような失業情勢に対処して、現行失業対策事業のワクの拡大をはかるとともに、新たに特別失業対策事業として建設的な事業を大規模に実施することとし、本年度は失業対策事業費補助として百六十八億円の予算を計上し、二十万人の失業者を吸収することとしたのであります。これは昨年に比し、金額にして四十九億、人員にして五万人の増加となるのであります。なかんずく特別失業対策事業につきましては、これに要する経費として約三十五億円を労働省予算に計上してゐるのであります。この建設的効果をも十分挙げよう、建設省、運輸省等の関係各省と事業の施行方法について協議の上、当該各省に予算の移し替えを行なつて、これを実施することとしたのであります。さらにこれに加えて、飢害復旧事業、都市建設道路事業に失業者を吸収する等の措置を講ずることをはじめ、失業対策事業と公共事業、財政投融资対象事業等との総合的計画的運営をはかることが必要でありまして、そのためには労働省と他の経済各官庁の緊密な連絡が要請されるのであります。

失業対策事業のワクの拡大は、それ自体これに伴う事務の分量的増加をもたらすものであります。さらに政府の施策が真に実効を上げるためには、特に一部を設けて失業対策事業を計画的に実施することともに、総合的な失業対策の樹立運営をはかることが是非とも必要であると考えるのであります。従来失業対策の事務は労働省職業安定局失業対策課において所掌して参つたのであります。本改正法案の内容は、以上述べた考え方に基き、労働省設置法の一部を改正して職業安定局に新たに失業対策部を置き、責任ある部長の下に失業対策の実施に遺憾なきを期することとするともに、これに伴い国家行政組織法の別表の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案理由と本法案の概要を御説明いたした次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する政府の提案理由の説明を求めます。田中内閣官房副長官。

○政府委員(田中栄一君) ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。今回の改正は、総理府に附屬機関として航空技術研究所及び海外移住審議会を設置することが目的でありまして、まず航空技術研究所の設置につき申し上げます。航空技術の向上をはかるために、近代の航空技術に即応した研究及び試験を実施することのできる充実した航空技術研究機関を国に設けまことは、かねてから行政機関、大学、民間会社など関係方面の強く要望するところでありました。しかしながら、航空技術の試験研究に必要な施設や設備は、風洞をはじめ多額の経費を要するものが多くありますので、国費の節約をはかるために、これらの施設を一カ所に集め、共用の機関として運用することのできる航空技術研究機関を設置することが適当と考えられるのであります。このことにつきましても、航空技術審議会からも、政府の諮問に依り、関係各行政機関の共用に供

する航空技術研究機関設置の基本方針についての答申がございましたので、ここに、航空技術研究所を設けることとした次第であります。

また、海外移住審議会の設置につきましても、このたび、海外移住に関する行政事務機構をいたしまして、外務省に移住局を置くこととし、別に外務省設置法の一部を改正する法律案を提案いたしました。今後における海外移住問題の緊要性にかんがみまして、海外移住政策に関する重要事項について審議する諮問機関を設ける必要があると考えられますので、ここに海外移住審議会を設置することとした次第であります。

次に、改正法律案の概要を申し上げます。第十条の改正は、附屬機関として航空技術研究所を加えたものであり、第十四条は研究所の目的、実施事項等を規定したものであります。第十四条第一項では、航空技術の向上をはかるために必要な研究及び試験並びに調査で、この研究所で行う研究、試験及び調査の範囲を規定し、あわせてこの研究所は、その施設及び設備を関係各行政機関の共同使用に供することを目的としておることなどを規定し、第二項では、その施設及び設備は民間に對しても使用させることができる旨を、第三項及び第四項では、設置の場所及び内部組織に関して規定いたしております。また、第十五条の改正は、その他の附屬機関として海外移住審議会の目的として、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依りて海外移住政策に関する重要事項を審議するものである旨を規定いたしました。審議会の組

成及び組織については、航空技術研究所の設置の趣旨に基き、航空技術の向上をはかるために、近代の航空技術に即応した研究及び試験を実施することのできる充実した航空技術研究機関を国に設けまことは、かねてから行政機関、大学、民間会社など関係方面の強く要望するところでありました。しかしながら、航空技術の試験研究に必要な施設や設備は、風洞をはじめ多額の経費を要するものが多くありますので、国費の節約をはかるために、これらの施設を一カ所に集め、共用の機関として運用することのできる航空技術研究機関を設置することが適当と考えられるのであります。このことにつきましても、航空技術審議会からも、政府の諮問に依り、関係各行政機関の共用に供

する航空技術研究機関設置の基本方針についての答申がございましたので、ここに、航空技術研究所を設けることとした次第であります。

織、所掌事務及び委員その他の職員に
ついては、政令をもつて定めることに
いたしております。なお、右に伴いま
して、字句等について所要の改正、整
理をいたしました。

以上がこの法律案の概要であります
す。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あ
らんことをお願いいたします。

○委員長(新谷三郎君) 次に、法務
省設置法の一部を改正する法律案を議
題といたします。

本案に対する政府の提案理由の説明
を求めます。

○政府委員(小泉純也君) ただいま議
題となりました法務省設置法の一部を
改正する法律案の提案理由を御説明い
たします。

出入国管理行政は、わが国における
すべての外国人の出入国、在留あるい
はその退去に關し、第一次に法令の執
行に當るものでありまして、その取扱
いのいかんは、直ちに当該外国人個人
の利害に關するのみならず、ひいては
各国の対日感情に影響するところも少
なくないことは御承知の通りでありま
すが、入国管理局は発足後いまだ日が
浅く、その機構上十分の点がありま
すので、この際その二、三の点を改善
し、出入国管理行政の一層有効適切な
運営を行ひ得るよう、その体制を整備
いたしたいと存するのであります。

まず第一は、川崎入国者収容所の新
設であります。現在入国者収容所は、大
村と横浜の二カ所にありまして、横浜
入国者収容所には主として欧米人の法
令違反者を収容いたしているものであり
ます。しかるに、この横浜入国者収容所
は、元キヤバレーの敷地及び建物を買

収し、急遽改装したものであります。た
め、その設備ははなはだしく貧弱、か
つ不完全で、被収容者の運動場はもち
ろん、地震、火災等非常に懸念されて
おる。その他被収容者の食堂、面会所、診
療室等、処遇上当然に必要な施設すら
完全に設けられておらず、また入国警
備官の休憩、待機、宿直施設等も不整
備のため、被収容者の処遇上及び警備
上著しい支障を来たしておるような状
況であります。その上環境も悪く、こ
の収容所はつとに内外各機関、特に各
国領事、報道関係者等の批判的的とな
つておるばかりでなく、その警備に
當る職員も疲労の極に達し、健康上も
憂慮すべき状態を招来しておる実情で
あります。そこで、この際、羽田空港
と横浜港とをその両翼に據し、東京一
帯の中心に位し、しかも交通至便な川
崎市に収容所を新設し、主として欧米
人のための理想的な収容所とし、もつ
て出入国に關するわが国の法令を犯し
た外国人に對しては、人種、国籍等に
よる差別なく、強力かつ公正に法を執
行し、國際的にも恥しからぬ出入国管
理行政を実現したいと存するのであり
ます。

第二には、大阪入国管理事務所の新
設であります。入国管理局の出生機関
たる入国管理事務所は現在十二カ所に
ございまして、近畿地方の中心地たる
大阪には、神戸入国管理事務所の出張
所が設けられておるだけで、独立の入
国管理事務所はまだ設けられておら
ず、業務の遂行に種々不便を来たして
いるのであります。すなわち現在の神
戸入国管理事務所は、全国最大港の一
つたる神戸港を擁するともに、全国
在留外国人の三二%を占める大阪、兵

庫、京都、滋賀、和歌山、奈良の二府
四県を管轄区域とし、その事務量にお
いて他の管理事務所をはるかに凌駕
し、また地理的にもその場所が片寄
り、違反調査、在留資格関係等の業務
の面において関係者に無用の労力と費
用の負担をかけ、また関係機関との連
絡にも不便がある等、いろいろの不都
合を生じているのであります。そこで
この際、新たに大阪に入国管理事務所
を新設し、神戸入国管理事務所の事務
を一部これに移管したいと存するので
あります。すなわち神戸入国管理事務
所には、約六万人の在留外国人を持つ
兵庫県を管轄せるとともに、出入国
外国人数の多い神戸港と広畑港を配属
し、横浜入国管理事務所とほぼ相似し
た型の事務所として存置し、大阪入国
管理事務所には、大阪府(在留外国人
約十一万)、京都府(同約四万)、滋
賀県(同約八千)、和歌山県(同約六
千)及び奈良県(同約五千)を管轄区
域とし、かつこれに大阪港、和歌山下
津港、舞鶴港、田辺港、宮津港を配し、
もつて出入国管理行政の合理化をは
かるとともに、関係機関との連絡に万
全を期したいと存するのであります。

第三には、大村入国管理事務所の管
轄区域を福岡入国管理事務所の管轄区
域に変更することでありまして、従来大
村入国管理事務所は便宜的に大村入国
者収容所に併設されておるため、同管
理事務所の職員は、同収容所の職員と
業務の混同にあり、その間とかく業務
の混乱が起きないとは言えない状態に
あつたのであります。そこでこの際こ
のような便宜措置をやめ、同収容所を
してその本来の行政に専念せしめるこ
とが最も適當であると信じますので、比

較的事務量の少い同管理事務所を廃止
し、その管轄区域としております区域と
出入国港とを福岡入国管理事務所の管
轄に移したいと存するのであります。
最後は、前に申し述べました入国管
理事務所の新設あるいは廃止に伴う各
出張所の所属変更と港業務の繁閑に伴
う出張所の整備でございます。すな
わち神戸入国管理事務所、大阪港出張
所、同和歌山下津港出張所を大阪入国
管理事務所、大村入国管理事務所を福
崎港出張所及び同佐世保港出張所を福
岡入国管理事務所、それぞれ所屬変更
いたしますほか、新たに下関入国管理
事務所尾道港出張所及び同宇部港出張
所並びに福岡入国管理事務所蔵原港出
張所を設置するとともに、既設の仙台
入国管理事務所所蔵港出張所及び名古
屋入国管理事務所所蔵港出張所並びに
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所を廢
止しようとするものであります。元來
出張所は入国管理事務所の事務を分掌
させるためのものでありますから、その主
たる業務は出入国港におきます外国人
の出入国管理にあるのであります。
この出入国港は、現在全国に八十六港
が指定されており、そのうち四十一港
に出張所が置かれ、その他の四十五港
では外国船舶の出入のつど、所轄入国
管理事務所またはもよりの出張所から
入国審査官が出張し、審査に當つてい
る現状であります。ところが従来の実
績に徴しますと、現在出張所の置い
てない尾道及び宇部の両港には出張所
を置く事が望ましい反面、塩釜、敦賀
及び舞鶴の三港にはその必要が乏しい
ので、その間の整理統合をいたしたい
と存するのであります。また蔵原港
は、御承知のように不法入国者の取締

り上重要な地点であるとともに、地理
的にも本土から隔離された土地でもあ
りますので、ここに出張所を新設し、い
わゆる港業務のほか不法入国取締り上
の業務も行わせ、不法入国防止の方
全を期したいと存するのであります。
以上、この法律案の提出理由を御説
明申し上げましたが、以上の措置は、川
崎入国者収容所の新設に要する費用を
除いて、いずれも与えられた予算と人
員の範囲内で行うものでありますから、
この点お含みの上、何とぞすみやかに
御可決あらんことを切望いたします。
なお、後ほどあらためて正誤表をお
配りいたします所存であります。ただい
ま御説明申し上げました提案理由説明
中、最後のところで、以上の措置は、
川崎入国者収容所の新設に要する費用
を除いて、いずれも云々と申し上げ
ましたが、すでにお手元にお配りいた
しました印刷物には、この部分が落ち
ておりましたのを、この際挿入いたし
ましたので、この旨御了承願います。

○委員長(新谷三郎君) 次に、厚生
省設置法の一部を改正する法律案を議
題といたします。

政府の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(川崎秀二君) ただいま議
題となりました厚生省設置法の一部を
改正する法律案につきまして、その提
案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は厚生省の本省及び附屬
機関たる栄養研究所の所掌事務につ
いて所要の調整を行ひますとともに、引
揚援護局関係の附屬機関及び地方支分
部局のあるものを廢止いたしますこと
を内容としております。また蔵原港
この法律案に規定しております改正点

の第一は、国立栄養研究所の所掌事務を拡充して食品の栄養効果について委託試験を行い得ることとしようとするものであります。最近食品の栄養効果について試験を実施してほしいとの要求が葉団給食施設等から栄養研究所に持ち込まれることが多いのであります。現行の法律ではこれに應じ得る規定を欠いておられますので、この際これに應じ得るための根拠規定を設けようとするものであります。その第二は、国立療養所に看護婦等の養成所を附置することであり、看護婦の養成はできるならば総合病院において行うことが望ましいのであります。療養所の病床の増加その他に應じ看護婦を十分に確保いたしますためには、この方法のみでは十分ではありませんので、特例の措置として国立療養所に、昭和二十六年から看護婦の養成所を事実上設け、看護婦及び准看護婦の養成を行い現在に至っている次第であります。が、別段の支障が認められませんが、この際これを法律上も明確に規定しようとするものであります。その第三は、援護所及び舞鶴地方復員部を廃止しようとするものであります。海外からの引揚が終末に近づきつつある現況と、旧陸海軍の復員に關する事務が次第に縮減して参りました現況にかんがみ、これらの機関は独立の機関として存置する必要があると認められるに至りましたので、これを廃止しようとするものであります。その第四は、厚生省の本省の権限に若干の調整を行いますことであります。これは所掌事務にかかると賠償及び国際協力に關する事務を行うための根拠規定を設けようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上の各法律案につきまして、資料の要求でもございまして委員長までお申し出を願いたいと存じます。

○木下源吾君 いろいろ今の説明を聞きますと、大体首切りがだいぶ出そうなのがあります。それと関連した首切りの数字、配置転換等を行う意図があるならば、そういうものの計画、そういう計画の何を一つ出してもらいたい。建設省であるとか、厚生省であるとかというような内容を、今ちよつと聞いただけでもそういうのは相当あると思います。今日の説明の中で関係している首切り、そういうものの何を一つ……。

○委員長(新谷實三郎君) 木下委員に申し上げますが、いづれこれは、定員法の改正案が出ておりますから、その際にそういったものは十分政府からも資料を要求するし、審議できるかと思うのであります。また別個に要求いたしますか。

○木下源吾君 それは一ぺんもらえばもうもらわぬから、今の関係のやつを一つ出してもらいたい。

○松浦清一君 ただいま説明を聞いたばかりで、どの資料が必要なのかということがまだ思いつかないのですが、今のついでに、労働省設置法等の一部を改正する法律案の説明の中で、失業対策事業費百八十六億円で予算に計上してあると御説明がありました。この百八十六億円で二十二万人の失業者を吸収するというのでありますが、

その各府県で、何県から何人とか、予算の総額が各県にどのように分配される計画であるか、そういう計画ができておるならばその資料をもらいたい。気のついたことはこの一点だけで、あとまた調べて、のちほど要求します。

○千葉信君 今資料の提出について委員長からお話がありました。説明を聞いたばかりで、今、松浦君や木下君の方から要求が出ましたけれども、この法案の審議が進みますと、相当いろいろな資料の必要が生じて来ると思う。ですから、そのつど私どもの方から要請申し上げますが、各省の方でも、少くとも、もう少し親切に、いま見ますと、ほとんど資料等も出ていない。だから、こちらから要求がなくて準備をしておいてもらいたい。そして私どもの方の要求がありましたときには、即座に出せるような態勢をとってもらいたいこととして、私は今日は資料の問題はこのくらいにしておきたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) さように取り計らいます。他に御発言ございましたら……。それは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、恩給法中一部改正に關する諸願(第三四九号)(第三八二号)(第四一四号)
- 一、茨城県高萩市の地域給に關する諸願(第三五二号)
- 一、行政機関職員定員法中一部改正に關する諸願(第三五七号)
- 一、恩給不均衡是正に關する諸願

この諸願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第四一四号 昭和三十年五月十七日受理
恩給法中一部改正に關する諸願
諸願者 富山県中新川郡上市町 井野八郎

紹介議員 石坂 豊一君
この諸願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第三五二号 昭和三十年五月十一日受理
茨城県高萩市の地域給に關する諸願
諸願者 茨城県高萩市役所内 小峰威夫外二十七名

紹介議員 宮田 重文君
茨城県高萩市は本県の中核地に當り、西には広大な常磐炭田をひかえ南は県下隨一の大工業都市、日立市に接する炭産地帯であるが、純然たる消費地である關係上、諸物価は高く、水戸市、日立市等と何等変らない実情にあるから、すみやかに本市を地域給二級地に指定せられたいとの諸願。

第三五七号 昭和三十年五月十一日受理
行政機関職員定員法中一部改正等に關する諸願
諸願者 東京都千代田区岩本町 三 今井三男

紹介議員 木下 源吾君
駐留軍の全部の調達業務は間接調達に還元し調達庁をその主務官庁とするために、国内の調達業務を一元化するの準備としてその研究機関を設置することによつて行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十九年

恩給法中一部改正に關する諸願
諸願者 富山県前白倉本村 務所内富山県軍人恩給 権擁護連盟内 森田範 正
紹介議員 館 哲二君

第十五条第一項の表中 奄美群島復興審議会 奄美群島復興特別措置法の規定によりその権限に

(昭和二十九年法律第百八十九号) 奄美群島復興審議会の規定によりその権限に

奄美群島復興審議会の規定により 奄美群島復興の権限に 奄美群島復興特別措置法の規定によりその権限に

特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号) 又はその権限に属せしめられた事項を行うこと。 又は関係各大臣の諮問に應じて海外移住政策 事項を審議すること。

に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「関係各行政機関の共用に供する研究機関」を「総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)第十条に規定する航空技術研究所」に改める。

労働省設置法等の一部を改正する法律案 労働省設置法等の一部を改正する法律

別表第二中 労働省 労働統計 大臣官房 調査部 職業安定局 失業対策部 労働省 労働統計 大臣官房 調査部 職業安定局 失業対策部

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める。

外務省設置法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第五号中「左の六局」を「次の七局」に、「情報文化局」を「情報文化局」に改め、同条に次の一項を加える。

2 アジア局に賠償部を置く。

第八号中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約その他の国際約束の実施に関する事項。

第八号に次の一項を加える。

2 賠償部においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第九号第四号を削る。

第十二条第二号中「国際約束」を「国際約束(第八号第一項第四号の国際約束を除く)」に改める。

第二章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

(移住局の事務) 第十三条の二 移住局においては、次の事務をつかさどる。

一 海外移住に関する事務処理のための企画立案に関する事項。

二 海外移住に関しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

三 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する事項。

四 旅券の発給その他海外渡航に關し必要な措置をとること。

五 査証に関する事項。

第十四条中「神戸移住あつせん所」を「移住あつせん所」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

(移住あつせん所) 第十五条の二 移住あつせん所は、外国に移住しようとする者に対し、移住に必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあつせんする機関とする。

2 移住あつせん所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
神戸移住あつせん所	神戸市		
横浜移住あつせん所	横浜市		

別表第二中 法務省 大臣官房 經理部

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(俸給の調整額) 第十一条の二 別表第二又は別表第六に掲げる俸給の額が次の各号に掲げる特殊の官職にある事務官等に対して適当でないとき、その俸給は、その特殊性に基いて、その俸給の額につき政令で適正な調整額を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいづれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場合に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

給の額につき政令で適正な調整額を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいづれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場合に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

3 移住あつせん所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除くほか、移住あつせん所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第二十二條第二項中「在外公館」を「在外公館の種類」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

法務省	大臣官房	經理部
外務省	アジア局	賠償部

給の額につき政令で適正な調整額を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいづれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場合に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

給の額につき政令で適正な調整額を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいづれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に属する他の事務官等が通常勤務する場合に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

る官職

第十八条の二第二項及び第十九条中「乗組手当、航空手当」を「航空手

日」を「四日」に、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三

3 租税特別措置法（昭和二十一年）

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

「項」に改める。

五条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、第五条第二項又は第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

第十條第一項中「退職した者」を「退職した職員」に、「(以下「失業保険金の日額」といふ。))の百八十八日分に相当する金額」を「(以下「失業保険金の日額」といふ。))に、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」に改め、同項に第一号から第四号までとして次のように加える。

- 一 勤続期間六月以上十月未満の者 九十日
- 二 勤続期間十月以上五年未満の者 百八十五日
- 三 勤続期間五年以上十年未満の者 二百十日
- 四 勤続期間十年以上の者 二百七十日

第十條第三項中「失業保険金の日額の百八十八日分」を「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる職員がその退職の日の翌日から起算して一年以内に再び職員となり、新たに当該退職手当の支給を受けることができることとなつた場合におけるその支給額及び支給

に關して必要な事項は、政令で定める。

第十一條第二項に次の後段を加える。

この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

附則

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 この法律の施行前の退職により支給する改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法(以下「新法」といふ)第十條の規定による退職手当については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後において新法第十條の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者で、この法律の施行の日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

4 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受ける者を除く)に支給する新法第十條の規定による退職手当については、なお従前の例による。

5 昭和三十三年十二月三十一日前に退職する職員に対する新法第十條第一項第四号の規定の適用については、同号中「二百七十日」と

あるのは、「二百十日」とする。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
別表九中横濱入国者収容所の項を削り、大村入国者収容所の項の次に次の一項を加える。

川崎入国者収容所

川崎市

別表十中名古屋入国管理事務所の項の次に次の一項を加え、神戸入国管理事務所の項中「大阪府 京都府 及び「奈良県 滋賀県 和歌山県」を削る。

大阪入国管理事務所 大阪市 大阪府 京都府 奈良県 滋賀県 和歌山県

別表十中福岡入国管理事務所の項中「長崎県の内上県郡、下県郡及び佐岐郡」を「長崎県」に改め、大村入国管理事務所の項を削る。

別表十一中仙台入国管理事務所塩釜港出張所の項及び名古屋入国管理事務所所教賀港出張所の項を削る。

別表十一中名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所の項の次に次の二項を加え、神戸入国管理事務所大阪港出張所の項、神戸入国管理事務所下津港出張所の項及び神戸入国管理事務所舞鶴港出張所の項を削る。

大阪入国管理事務所大阪港出張所 大阪市

大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所 和歌山市

別表十一中下関入国管理事務所広島港出張所の項の次に次の二項を加える。

下関入国管理事務所尾道港出張所 尾道市

下関入国管理事務所宇部港出張所 宇部市

別表十一中福岡入国管理事務所唐津港出張所の項の次に次の三項を加え、大村入国管理事務所長崎港出張所の項及び大村入国管理事務所佐世保港出張所の項を削る。

福岡入国管理事務所長崎港出張所 長崎市

福岡入国管理事務所佐世保港出張所 佐世保市

福岡入国管理事務所厳原港出張所 長崎県下県郡厳原町

附則

この法律は、公布の日から施行する。

ただし、別表九の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない。

い範囲内において政令で定める日から施行する。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給改訂に関する請願(第四二六号)(第四四〇号)

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願(第四二七号)

一、高知県弘岡下ノ村外六箇村の地域給に関する請願(第四三〇号)

一、東北地方の薪炭手当に関する請願(第四四九号)

一、恩給不均衡是正に関する請願(第四六四号)

一、愛知県横須賀町の地域給に関する請願(第四六九号)

一、恩給法中一部改正に関する請願(第四八二号)

第四二六号 昭和三十年五月十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 北海道札幌市南一五条 西一四 福島老一外六 百六十七名

紹介議員 若木 勝蔵君

昭和二十九年一月一日以降、現職公務員に対しては、「二万五千円給手水準」の俸給表により給与が支給されているが、昭和二十八年十二月三十一日以前の退職者の恩給においては旧ベースである「一万三千円給手水準」が適用されたため、多数の老齢恩給受給者は生活窮乏に陥り、悲憤の声が全国にみられている実情であるから、昭和三十年四月分からはじめともこれら退職者の恩給額を「一万五千円給手水

「準」に引き上げ実施せられたいとの請願。

第四四〇号 昭和三十年五月十九日
受理
恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 長野県中野市中町七〇
二 佐々木善明外六百六十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

第四二七号 昭和三十年五月十八日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福島市上浜町五 小島孝七

紹介議員 松平 勇雄君

昭和二十四年法律第二百号国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が公布されて今日まで六年間寒冷地手当及び石炭手当が支給され、職員的生活悪化を防止する処置がとられてきたところであるが、この法律によつて支給を受ける手当は実情にそぐわないばかりでなく、累進課税による源泉徴収が行われ、毎年一冬季間の職員的生活内容は劣悪なものに切りつめねばならないのが実情であるから、同法の一部を改正して、(一)北海道に準ずる地域に新炭手当を支給すること、(二)現行支給率最高八割を十割に引き上げること、(三)公共企業体職員にも本法を適用すること、(四)本法による手当は免税とすること等の実現を図りたいとの請願。

第四三〇号 昭和三十年五月十八日
受理
高知県弘明下ノ村外六箇村の地域給に
関する請願

請願者 高知県吾川郡弘明中ノ
村長 森岡深太外三十八名

紹介議員 入交 太蔵君

高知県弘明中ノ村、弘明上ノ村、弘明下ノ村、西分村、平和村、森山村、仁西村七箇村は、隣接高岡町、旧八田村、伊野町、宇治村及び高知市等の地域給支給地の間に介在し、その地理的条件並びに経済、産業上の諸事情及び文化生活の程度等においてこれらの市町村に比して色色なく、むしろ物価は高知市を上回る現状であるから、これら七箇村を地域給二級地に指定せられたいとの請願

第四四九号 昭和三十年五月十九日
受理
東北地方の新炭手当に関する請願

請願者 秋田県大館市大館郵便局内 狩野正

紹介議員 鈴木 一君

東北地方の如き寒冷地においては、生活費中冬期間に要する薪炭費が、非常に多く、現在の給与体系では同地方の公務員は、生計を維持することが不可能であるから、早急に薪炭手当の制度化を実現せられたいとの請願。

第四六四号 昭和三十年五月二十日
受理
恩給不均衡是正に関する請願

請願者 長野市南町六九五
宮下義平

紹介議員 棚橋 小虎君

旧軍人恩給額は一般公務員のそれに比し著しく低額であるから、すみやかにその仮定俸給額を一般公務員並に引き上げられるとともに増加恩給等差の金額を是正せられたいとの請願。

第四六九号 昭和三十年五月二十日
受理
愛知県横須賀町の地域給に関する請願

請願者 愛知県知多郡横須賀町大字横須賀字三割九番地 白羽清一外二百四十九名

紹介議員 青柳 秀夫君

愛知県横須賀町は、名古屋市に近接している関係上、経済、文化、交通等すべての面において同市内と異なるところがなく、物価指数においてはかえつて同市より高位にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第四八二号 昭和三十年五月二十日
受理
恩給法中一部改正に関する請願

請願者 静岡県藤枝市土瑞五七〇 武久太郎外千六百五十三名

紹介議員 小林 武治君

現行恩給法では、旧軍人軍属の恩給に対する国家処遇が一般公務員に比し全般を通じてはなだ不均衡であるから、すみやかに同法中の一部を改正して、(一)恩給基礎在職年については、一般公務員同様に取扱うことに改めること、(二)未裁定期に附すべき加算年を既裁定期同様の処遇とするよう改めること等の実現を図られたいとの請願。

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、文部省設置法の一部を改正する法律案
二、運輸省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第十一條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 文部省の所掌事務に係る賠償に関する事務を行うこと。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

第十四号の十の次に次の一号を加える。

十四の十一 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四條第一項第十五号の四の次に次の一号を加える。

十五の五 船舶の建造に係る融資につき、利子補給をし、及び損失補償をすること。

第四條第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、同号中「前各号」を「前号」に改める。

第二十二條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 運輸省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務に関すること。

第二十二條第一項第二十三号の二の次に次の一号を加える。

二十三の三 観光部の所掌事務に係る物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十二條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項第二十一号から第二十四号まで及び前項」を「前項第二十一号から第二十四号まで」に改める。

第二十三條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 船舶の建造に係る融資についての利子補給及び損失補償に関すること。

第二十三條第一項第九号中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改める。

